

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001 平成30年04月01日	平成30年度ファミリーサポート事業に係る委託	(当初) 34,859,000円 (変更後) 34,930,307円	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	公益社団法人 京都市児童館学童 連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
002 平成30年04月01日	平成30年度放課後ほっと広場事業の委託	(当初) 83,142,127円 (変更後) 92,845,998円	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	京都市学童保育所管理委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
003 平成30年04月01日	「京都やんちゃフェスタ2018(第1部)」の実施の委託	(当初) 14,847,000円 (変更後) 15,377,000円	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	公益社団法人 京都市児童館学童 連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
004 平成30年04月01日	平成30年度京都市児童館事業(民設児童館)の委託	(当初) 994,358,406円 (変更後) 1,028,799,884円	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	社会福祉法人 京都社会福祉協会 ほか36件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
005 平成30年04月01日	平成30年度児童館・学童保育所職員研修の委託	(当初) 14,344,000円 (変更後) 14,065,000円	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	公益社団法人 京都市児童館学童 連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
006 平成30年04月01日	平成30年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対 策介助者派遣事業の委託	(当初) 14,486,174円 (変更後) 14,527,123円	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	公益社団法人 京都市児童館学童 連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
007 平成30年04月01日	平成30年度学童クラブ事業(民設学童保育所)の委託	(当初) 15,557,783円 (変更後) 16,974,504円	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	社会福祉法人 信愛保育園	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
008 平成31年01月08日	「平成31年京都市成人の日記念式典～はたちの集い～」の会場使用及 び設営委託	(当 初) 7,825,508円 (変更後) 7,920,425円	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課	株式会社京都産業振興センター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度ファミリーサポート事業に係る委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
(当初)平成30年 4月 1日  
(変更後)平成31年 3月25日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額(税込み)  
(当初)34,859,000円  
(変更後)34,930,307円
- 7 契約内容  
京都市ファミリーサポート事業の委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
地域における育児の援助活動の推進を目的とした事業の委託であり、契約内容が、市民の身近な地域において専門性及び継続性を要する事業を実施するものであり、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。  
契約金額について、人事委員会勧告による職員の給与改定に伴う給与及び社会保険料事業主負担分の変更を行ったことに伴い、当初に見込んでいた金額から変更する必要があるため、変更契約を締結。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、日頃から児童館・学童クラブ事業など児童福祉に深い関わりを有し、市内全域において事業を展開しており、また事業実施に必要な体制と児童福祉に関する経験と実績を有している。

京都市ファミリーサポート事業については、専門的な知識のあるアドバイザーを配置し、会員の登録、講習会の開催、会員同士の相互援助活動の調整等を行っており、長年の児童館・学童クラブ事業をはじめとする児童福祉に関する経験により、会員からの多岐にわたる依頼内容や緊急性のある依頼内容に対応することが可能となっている。

また、同団体は、各児童館の連絡調整機関として大きな役割を果たしているが、市内全域において指定された児童館にファミリーサポートセンターの支部を設置し、本部と連携して地域における子育て支援を推進することが可能である。

以上のことから京都市ファミリーサポート事業は、専門性を有し、安定的に事業運営を行うため、価格競争になじまないことから、同団体を委託先として選定する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名  
平成30年度放課後ほっと広場事業の委託

2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

3 契約締結日  
(当初)平成30年 4月 1日  
(変更後)平成31年 3月31日

4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地  
京都市学童保育所管理委員会

6 契約金額(税込み)  
(当初)83,142,127円  
(変更後)92,845,998円

7 契約内容  
放課後ほっと広場事業の委託

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

放課後ほっと広場において実施する放課後児童健全育成事業は、昼間留守家庭における低学年児童の放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解を持つことと、小学校等地域の関係機関と密接な関係を築いていくことが求められる。

よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。

契約金額について、年度途中の職員の異動、採用、退職及び人事委員会勧告による職員の給与改定に伴う給与及び社会保険料事業主負担分の変更を行ったことに伴い、当初に見込んでいた金額から変更する必要があるため、変更契約を締結。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 10 契約の相手方の選定理由

委託先は、公設学童保育所の指定管理者として8箇所の学童保育所を運営しており、児童の健全育成に対して深い理解を持っているとともに、地域の小学校等の関係機関と密接な関係を築いてきた実績がある。また、事業の実施についても意欲を有しており、これまでの学童クラブの事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。

#### 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都やんちゃフェスタ2018（第1部）」の実施の委託

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

3 契約締結日

（当初）平成30年 4月 1日

（変更後）平成31年 3月25日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
公益社団法人 京都市児童館学童連盟

6 契約金額（税込み）

（当初）14,847,000円

（変更後）15,377,000円

7 契約内容

「京都やんちゃフェスタ2018（第1部）」の実施の委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

事業内容が児童館・学童保育所の役割、活動を市民にPRするイベントであり、事業目的が子どもたちの健やかな心と身体の成長を図り、児童の健全育成を推進するものであることから、契約内容の性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、委託契約を随意契約で行う。

契約金額について、人事委員会勧告による職員の給与改定に伴う給与及び社会保険料事業主負担分の変更を行ったことに伴い、当初に見込んでいた金額から変更する必要があるため、変更契約を締結。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

事業内容が児童館・学童保育所の役割、活動を市民にPRするイベントであり、事業を実施するに当たっては、児童館・学童保育所との緊密な連絡調整が必要となる。

公益社団法人京都市児童館学童連盟は、児童館・学童クラブ事業の委託先により構成される団体であり、事業を実施するに当たって最適であると考えられる。

また、同団体は、「京都やんちゃフェスタ」事業の実施に際して、第1回目から第3回目まで本市を中心とする実行委員会の補助組織として事業に参画し、第4回目は本市と共同で実行委員会を組織し、第5回目からは本事業の実施を受託していることから、本事業を円滑かつ効率的に進めるに当たっての専門的知識を有している。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
（当初）平成30年 4月 1日  
（変更後）平成31年 3月31日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）  
（当初） 994,358,406円  
（変更後）1,028,799,884円
- 7 契約内容  
京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市の児童館においては、18歳未満の児童の健全育成を図ることを目的とした児童館事業と昼間留守家庭における低学年児童に対して放課後の安全な居場所を提供する学童クラブ事業を施設的に一元化して行うことを基本としている。  
事業の実施に際しては、児童の健全育成に深い理解を持つことと、地域福祉の向上を目指した地域に開かれた児童館であるため、学校、保育所、福祉事務所等地域の関係機関との密接な関係を築いていくことが求められる。  
よって、契約内容について、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、委託契約を随意契約で行う。  
契約金額について、年度途中の職員の異動、採用、退職及び人事委員会勧告による職員の給与改定に伴う給与及び社会保険料事業主負担分の変更を行ったことに伴い、当初に見込んでいた金額から変更する必要があるため、変更契約を締結。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号



10 契約の相手方の選定理由

委託先は、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館運営における実績に鑑みて能力を有すると認められる。

11 その他

(別紙)

社会福祉法人 京都社会福祉協会 民設児童館一覧

住 所 京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町  
519 番地

氏 名 社会福祉法人 京都社会福祉協会  
代表者 理事長 今井 豊嗣

名 称	所 在 地
新林児童館	京都市西京区大枝西新林町四丁目 3 番地
福西児童館	京都市西京区大枝南福西町一丁目 2 番地
桂坂児童館	京都市西京区御陵大枝山町四丁目 3 0 番地
城南児童館	京都市伏見区向島藤ノ木町 8 5 番地 7

## 委託先一覧(民設)

(別紙1)

委託先名称	代表者	委託先住所	児童館名称	児童館所在地
社会福祉法人 京都社会福祉協会	理事長 今井 豊嗣	京都市上京区猪熊通丸太町下中之町519番地	別紙社会福祉法人京都社会福祉協会民設児童館一覧	別紙社会福祉法人京都社会福祉協会民設児童館一覧
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	会長 村井 信夫	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	南大内児童館	京都市南区八条寺内町5番地
社会福祉法人 終野保育園	理事長 大野 緑朗	京都市北区上賀茂東上ノ段町36番地の2	終野児童館	京都市北区上賀茂中ノ坂町14番地の1
社会福祉法人 京都保育センター	理事長 藤井 修	京都市北区大将軍坂田町8番地1	たかつかさ児童館	京都市北区大将軍坂田町8番地1
社会福祉法人 大五京	理事長 杉本 五十洋	京都市北区衣笠衣笠山町10番地	衣笠児童館	京都市北区衣笠衣笠山町10番地
社会福祉法人 西陣会	理事長 水上 雄一郎	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目430番地の2	西陣児童館	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目432
社会福祉法人 平松の会	理事長 金田 光雄	京都市左京区岩倉中在地町32番地	村松児童館	京都市左京区岩倉中在地町31番地の3
社会福祉法人 六満学園	理事長 内海 日出子	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地	洛中児童館	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地
宗教学法人 日本基督教団京都教会	代表役員 入 治彦	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地	同心児童館	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地
宗教学法人 正林寺	代表役員 吉澤 秀則	京都市東山区渋谷通東大路東入三丁目上馬町553番地	小松谷児童館	京都市東山区渋谷通東大路東入三丁目上馬町553番地
社会福祉法人 大宅福祉会	理事長 山手 重信	京都市山科区大宅五反畑町69番地の5	大宅児童館	京都市山科区大宅五反畑町69番地の13
社会福祉法人 常盤福祉会	理事長 野崎 栄美子	京都市山科区東野南井上町9番地の2	山階南児童館	京都市山科区東野門口町30番地の1
社会福祉法人 下京ひかり保育園・児童館	理事長 橋本 トシ子	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3	下京ひかり児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	理事長 井上 新二	京都市中京区河原町通り三条上ル下丸屋町423番地	希望の家児童館	京都市南区東九条東岩本町31番地
社会福祉法人 清和園	理事長 大塚 眞隆	京都市南区久世川原町79番地	祥栄児童館	京都市南区久世川原町79番地
社会福祉法人 向上社	理事長 齋 正根	京都市右京区西院北矢掛町22番地	向上社児童館	京都市右京区西院北矢掛町22番地
社会福祉法人 桂・川島児童センター	理事長 塩見 波津恵	京都市西京区川島栗田町40番地の4	桂児童館	京都市西京区川島栗田町40番地の4
社会福祉法人 上総福祉会	理事長 渡辺 瑤子	京都市北区小山上総町7番地	大原野児童館	京都市西京区大原野上里北ノ町1328番地の20
社会福祉法人 つみき福祉会	理事長 笹川 郁子	京都市西京区松室荒堀町126番地	つみき児童館	京都市西京区松室荒堀町127番地
社会福祉法人 桂朝日福祉会	理事長 中路 達雄	京都市西京区桂北滝川町30番地	桂東児童館	京都市西京区桂浅原町129番地の1
社会福祉法人 醍醐福祉会	理事長 村岡 努	京都市伏見区醍醐中山町39番地の13	中山児童館	京都市伏見区醍醐中山町46番地
池田児童館運営委員会	委員長 奈良 磐雄	京都市伏見区醍醐池田町4番地	池田児童館	京都市伏見区醍醐池田町4番地
社会福祉法人 白菊福祉会	理事長 川手 直子	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59	白菊児童館	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59
うずらの里児童館運営委員会	委員長 辻 啓三	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	うずらの里児童館	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地
社会福祉法人 美樹和会	理事長 塩谷 素	京都市伏見区桃山町大島38番地の110	みぎわ児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地の110
社会福祉法人 志心福祉会	理事長 谷口 久仁子	京都市伏見区石田川向町1番地の7	はなぶさ児童館	京都市伏見区石田川向町1番地の7
桃の里児童館運営委員会	委員長 岡本 征平	京都市伏見区淀際目町555番地	桃の里児童館	京都市伏見区淀際目町555番地
一般社団法人 京都市母子寡婦福祉連合会	会長 横内 美佐子	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター京都市ひとり親家庭支援センター内	下鳥羽児童館	京都市伏見区下鳥羽東柳町33番地
社会福祉法人 健光園	理事長 小國 英夫	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地	ももやま児童館	京都市伏見区桃山町立売1番の6
社会福祉法人 京都福祉サテライト協会	理事長 浅野 信之	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	塔南の園児童館	京都市南区西九条菅田町4番地の2
社会福祉法人 京都社会事業財団	会長 野口 雅滋	京都市西京区山田平尾町17番地	松陽児童館	京都市西京区山田平尾町51番地の28
社会福祉法人 妙秀福祉会	理事長 森口 源造	京都市北区鷹峯黒門町15番地2	みょうしゅう児童館	京都市北区鷹峯黒門町15番地2
社会福祉法人 深草福祉会	理事長 藪 幹夫	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3	ふかくさ輝つぎ児童館	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3
宗教学法人 天得院	代表役員 爾 英晃	京都市東山区本町15丁目802	東福寺児童館	京都市東山区本町15丁目802
特定非営利活動法人 フォーラムひこばえ	理事長 中川 勝雄	京都市右京区宇多野福王子町45番地2	うたの・ひこばえ児童館	京都市右京区宇多野福王子町45番地2
社会福祉法人 鏡陵福祉会	理事長 中村 かよ	京都市山科区御陵荒巻町50番地1	陵ヶ岡児童館	京都市山科区御陵岡町36番地1
一元化民設計 36委託先			39児童館	

委託先名称	代表者	委託先住所	児童館名称	児童館所在地
宗教学法人 だん王法林寺	代表役員 信ヶ原 雅文	京都市左京区川端通三条上ノ法林寺門前町36番地	だん王児童館	京都市左京区三条大橋東入法林寺門前町36番地
単独民設計 1委託先			1児童館	

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度児童館・学童保育所職員研修の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
(当初)平成30年 4月 1日  
(変更後)平成31年 3月20日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額(税込み)  
(当初)14,344,000円  
(変更後)14,065,000円
- 7 契約内容  
京都市学童クラブ事業における職員研修事業の委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
本事業については、学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所職員を対象としており、実施に当たっては、児童館・学童クラブ事業の内容を十分に理解していることが求められるとともに、各児童館・学童保育所との連絡調整及び研修に関する調査研究等が必要となる。よって、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に基づき、随意契約する。  
契約金額について、人事委員会勧告による職員の給与改定に伴う給与及び社会保険料事業主負担分の変更を行ったことに伴い、当初に見込んでいた金額から変更する必要があるため、変更契約を締結。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的としていることから、上記の点に鑑み委託を行う。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

平成30年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

(当初) 平成30年 4月 1日

(変更後) 平成31年 3月11日

### 4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
公益社団法人 京都市児童館学童連盟

### 6 契約金額 (税込み)

(当初) 14,486,174円

(変更後) 14,527,123円

### 7 契約内容

京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託

### 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本事業については、学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所を対象としており、実施に当たっては、学童クラブ事業の内容及び障害のある児童に対する十分な理解が求められるとともに、各児童館・学童保育所との連絡調整及び指導が必要不可欠である。障害のある児童の介助者要請及び派遣は、専門的な知識と技術を要し、価格競争だけでは実施ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。

契約金額について、人事委員会勧告による職員の給与改定に伴う給与及び社会保険料事業主負担分の変更を行ったことに伴い、当初に見込んでいた金額から変更する必要があるため、変更契約を締結。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的としていることから、上記の点に鑑み委託を行う。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
（当初）平成30年 4月 1日  
（変更後）平成31年 3月31日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区丸太町通日暮西入西院町747番地の20  
社会福祉法人信愛保育園
- 6 契約金額（税込み）  
（当初）15,557,783円  
（変更後）16,974,504円
- 7 契約内容  
学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
学童保育所における学童クラブ事業は、昼間留守家庭における低学年児童の放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解をもつことと、地域の関係機関と密接な関係を築いていくことが求められる。  
よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。  
契約金額について、年度途中の職員の異動、採用、退職及び人事委員会勧告による職員の給与改定に伴う給与及び社会保険料事業主負担分の変更を行ったことに伴い、当初に見込んでいた金額から変更する必要があるため、変更契約を締結。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先は、児童の健全育成に対して深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有し



ており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

「平成31年京都市成人の日記念式典～はたちの集い～」の会場使用及び設営委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

(当初)平成31年1月 8日

(変更後)平成31年1月14日

### 4 履行期間

平成31年1月8日から平成31年1月14日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

株式会社京都産業振興センター

### 6 契約金額(税込み)

(当初)委託料	3,702,737円
使用料及び賃借料	4,122,771円
合計	7,825,508円
(変更後)委託料	3,714,725円
使用料及び賃借料	4,205,700円
合計	7,920,425円

### 7 契約内容

「平成31年京都市成人の日記念式典～はたちの集い～」の会場使用及び設営・撤去等

### 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

契約の目的を達成するためには、下記の3つの条件を満たす必要があり、これを満たす施設が1箇所特定されるため。

- (1) 収容人数が市内最大規模であること
- (2) 市内の中心部に近く、公共交通機関の利用に適していること
- (3) 警備をはじめとする周辺の協力体制が整っていること

なお、上記3つの条件を設定した理由は下記のとおりである。

- (1) 住民基本台帳登載者を基にしている京都市内の対象新成人は約15,000人であり、当日式典参加者は例年約8,000人であるため、2回に分けた式典に各回約4,500人の収容人数を確保する必要がある。加えて、式典会場、イベント会場及び各関係団体の控室等の複数の会場が必要となる。

- (2) 京都市内全域の新成人を対象に1会場での開催に伴い、大変な混雑が予想されるため、市バスや地下鉄等の公共交通機関の利用に適した市内の中心部周辺で実施する必要がある。
- (3) 式典開催中の安全の確保のために、施設内に有人の警備室があり、施設の所在地を所管する警察にイベントの警備の経験が豊富にある等、協力体制が整っていることが必要である。

契約金額について、当日の会場使用料金や物品使用数量等の変更に伴い、当初に見込んでいた金額から変更する必要があるため、変更契約を締結。

## 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

随意契約の理由の各条件に当てはまる団体は、下記理由のとおり京都産業振興センターのみであるため。

- (1) 京都産業振興センターは、各条件に当てはまる施設である京都市勧業館みやこめっせを管理し、運営する唯一の業者である。
- (2) 京都市勧業館みやこめっせは、市内最大規模の収容人数であり、3階第3展示場の収容人数は5,000人、1階第2展示場の収容人数は3,600人であるため。複数の会場も備えている。
- (3) 京都市勧業館みやこめっせは、市内の中心部に近く、市バスや地下鉄等の公共交通機関の利用が可能である。
- (4) 京都市勧業館みやこめっせは、施設内に有人の警備室や管理運営事務所があり、イベントの経験が豊富であり、協力体制が整っている。

## 11 その他